

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年 8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友真田店

上田市真田町本原614-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイス・デ・ウス	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

ほか1名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイス・デ・ウス	東京都北区赤羽2-1-1

ほか1名

4 変更した年月日

平成23年 6月20日

5 届出年月日

平成23年 8月 4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年 8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

シルクシティおかや

岡谷市天竜町1-3584 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

諏訪倉庫株式会社

岡谷市郷田1-3-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

ほか3名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ハイズ・テイカス	東京都北区赤羽2-1-1

ほか3名

4 変更した年月日

平成23年6月20日

5 届出年月日

平成23年8月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友岡谷北店

岡谷市赤羽3-7658-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブ・ン・エイズ・デ・イクス	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブ・ン・エイズ・デ・イクス	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成23年6月20日

5 届出年月日

平成23年8月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友諏訪城南店

諏訪市上川2-2061 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブソン・ヘイス・デイト	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブソン・ヘイス・デイト	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成23年6月20日

5 届出年月日

平成23年8月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友諏訪湖南店

諏訪市湖南南真志野3585-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名
-
- (変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デイクス	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
-
- (変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デイクス	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成23年6月20日

5 届出年月日

平成23年8月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオ

茅野市本町東5199 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ちの本町共同店舗事業協同組合

茅野市本町東10-47

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

ほか1名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブ・ン・エイズ・ティカス	東京都北区赤羽2-1-1

ほか1名

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

ほか5名

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブ・ン・エイズ・ティカス	東京都北区赤羽2-1-1

ほか5名

4 変更した年月日

平成23年6月20日

5 届出年月日

平成23年8月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友茅野横内店

茅野市ちの字本田2622-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・ティルス	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・ティルス	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成23年6月20日

5 届出年月日

平成23年8月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友富士見店

諏訪郡富士見町落合字一ノ沢10059-2 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ハイズ・デニス	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

ほか10名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ハイズ・デニス	東京都北区赤羽2-1-1

ほか10名

4 変更した年月日

平成23年6月20日

5 届出年月日

平成23年8月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半スーパーセンター箕輪店

上伊那郡箕輪町959-1 ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社綿半ホームエイド

長野市南長池205

- 3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) 綿半ホームエイド箕輪店

(変更後) 綿半スーパーセンター箕輪店

- 4 変更した年月日

平成23年8月1日

- 5 届出年月日

平成23年8月5日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友伊那竜東店

伊那市伊那部上新田2709 ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ハイズ・テイカス	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブソ・ハイズ・デ・カス	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成23年6月20日

5 届出年月日

平成23年8月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友駒ヶ根店

駒ヶ根市赤穂14637-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

株式会社三洋堂書店

愛知県名古屋市中区川名山町1-74

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

ほか1名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・ティカス	東京都北区赤羽2-1-1

ほか1名

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

ほか1名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・ティカス	東京都北区赤羽2-1-1

ほか1名

4 変更した年月日

平成23年6月20日

5 届出年月日

平成23年8月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングタウン箕輪

上伊那郡箕輪町大字中箕輪8004 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社コメリ

新潟県新潟市米山4-1-28

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

ほか1名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デイクス	東京都北区赤羽2-1-1

ほか1名

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

ほか1名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デイクス	東京都北区赤羽2-1-1

ほか1名

4 変更した年月日

平成23年6月20日

5 届出年月日

平成23年8月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友かなえ店

飯田市鼎下山550 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名
-
- (変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブ・ソ・ハイズ・デ・イクス	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
-
- (変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

ほか4名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブ・ソ・ハイズ・デ・イクス	東京都北区赤羽2-1-1

ほか4名

4 変更した年月日

平成23年6月20日

5 届出年月日

平成23年8月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友伊賀良店

飯田市育良町1-9-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブソン・ヘイズ・デイト	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブソン・ヘイズ・デイト	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成23年6月20日

5 届出年月日

平成23年8月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友島内店

松本市大字島内4163-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

有限会社カワフネ

松本市大字島内3782

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽 2-1-1

ほか1名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デイト	東京都北区赤羽 2-1-1

ほか1名

4 変更した年月日

平成23年 6月20日

5 届出年月日

平成23年 8月 4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年 8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年 8月25日

長野県知事 阿 部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友寿店

松本市寿北 6-27-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽 2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽 2-1-1